

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山根晃の上告趣意は、憲法一五条一項、二一条違反を主張するが、公職選挙法一四二条の規定が、憲法の右各条項に違反しないことは、当裁判所大法廷判例（昭和三七年（あ）第八九九号同三九年十一月一八日判決、刑集一八巻九号五六一頁）の趣旨に徴して明らかであるから、所論違憲の主張は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四四年六月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	二	郎
裁判官	下	村	三	郎
裁判官	松	本	正	雄
裁判官	関	根	小	郷